

岩手県公安委員会告示第2号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨届出があった。

平成20年3月7日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

運転免許取得者教育を行う者の氏名又は名称	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	変更事項	内容	
			変更前	変更後
有限会社花巻自動車学校	花巻自動車学校	運転免許取得者教育を行う者の氏名又は名称	有限会社花巻自動車学校	株式会社花巻自動車学校
		代表者の氏名	小澤 和夫	小澤 伸之助
有限会社釜石自動車学校	釜石自動車学校	運転免許取得者教育を行う者の氏名又は名称	有限会社釜石自動車学校	株式会社釜石自動車学校
		代表者の氏名	小澤 和夫	小澤 伸之助
株式会社宮古自動車学校	宮古自動車学校	代表者の氏名	小澤 和夫	小澤 伸之助
有限会社岩手県北自動車学校	岩手県北自動車学校	代表者の氏名	佐々木 光雄	佐々木 裕子